

広島県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和四年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東広島市高屋町高屋東五〇九六の一一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅